

諮問番号：令和2年度諮問第3号

答申番号：令和2年度答申第8号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

自分に給付されている扶助費の額と、請求人の知人（以下「知人」という。）の保護決定通知書に記載されている扶助費の額とを比較すると、3万円程度の差があるが、このことは、処分庁が合理的な理由もなく特定の個人を差別的に取り扱ったものであり、違法又は不当である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）及び保護の処理基準に基づき適正に原処分を行っており、適法かつ正当なものであるから、請求人の主張には理由がない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法（以下「法」という。）並びに法に基づく厚生労働大臣が定めた保護基準及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 法は、困窮する国民に対してはその困窮の程度に応じ必要な保護を行うこととしており、保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うとされていることから、保護の実施機関は被保護者ごとの個々の事情に応じて必要な保護の種類及び程度を決定するのであり、それにより請求人の扶助費に他の被保護者と相違が生じることとなったとしても、それは制度上当然に予定されていることである。なお、請求人から提出のあった証拠によると、知人の保護の実施機関は処分庁ではないことが認められることから、本件審査請求とは関わりのない保護の実施機関による第三者の扶助費の内訳を論ずるまでもなく、処分庁が請求人のみを差別的に取り扱ったとする請求人の主張には理由がなく、これを採用することはできない。

3 また、原処分における請求人の扶助費の額の算定は、保護基準に基づいて、

請求人の居住地、年齢、世帯人員の数等により適正に行われていることが認められ、原処分は違法又は不当な点は認められない。

- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和2年4月15日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月22日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている（法第1条）。

そして、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（法第8条第1項）、当該基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている（同条第2項）。さらに、保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うものとされている（法第9条）。

また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、生活扶助に関する基準は、基準生活費と加算とに大別され、居宅で生活する者の基準生活費は、所在地域（級地）別に定められており、当該級地を適用する基準は、原則として世帯の居住地又は現在地によるものとされている。

さらに、基準生活費は、生活扶助基準の基礎をなすものであり、個人単位の費用である第1類の経費と世帯単位の費用である第2類の経費とによって構成され、それぞれ年間の需要をならして平均月額で表示されている。また、基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、所定の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるとされている。

なお、保護基準によると、令和元年度における1人世帯の基準生活費の算定方法は、「 $A \times 1 / 3 + (B + C) \times 2 / 3 + D$ 」とされている。まず、Aは、

第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に逓減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額②の合計額（以下「合計額②」という。）（ただし、第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に逓減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額①の合計額（以下「合計額①」という。）に0.9を乗じて得た額よりも合計額②が少ない場合は、合計額①に0.9を乗じて得た額とする。）である。次に、Bは、第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額③を世帯員ごとに合算した額に逓減率の表中率③の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額③の合計額（ただし、当該合計額が、合計額①に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に0.855を乗じて得た額とする。）である。そして、Cは、経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額（以下「経過的加算額」という。）である。また、Dは、第2類の表に定める地区別冬季加算額である。

そこで本件についてみると、請求人は1人世帯であり、年齢区分は「70歳～74歳」である。また、居住地の等級は3級地の1であることが認められる。

よって、第1類の基準額①は2万7,680円、基準額②は2万8,940円、基準額③は3万8,950円である。また、第2類の基準額①は3万7,160円、基準額②は3万4,910円、基準額③は2万7,690円である。そして、逓減率は、①から③までいずれも1.0000であり、経過的加算額は0円である。さらに、冬季加算額は1万2,780円である。これらを前記の式により計算すると、請求人の基準生活費は、7万8,490円となる。

また、請求人は、保護基準に定める各加算のいずれにも該当しないことから、最低生活費は7万8,490円となり、処分庁の算定は適正に行われていることが認められる。

したがって、原処分における請求人の扶助費の額の算定に係る処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛  
委員 日 笠 倫 子